

全国視覚障害児(者)親の会
会 長 諏訪 勝三

1. 盲学校が、センター的機能と役割を果たすために、相談・派遣・指導等を受け持つ地域は、他の特別支援学校と比べて守備範囲が格段に広く、専任のコーディネーターの配置が必要です。盲学校は1県1校のところが多く、全県を1校で受け持っている状況です。都道府県の裁量に任せないで、他障害種の学校に比べ専任のコーディネーターを優先的に配置するよう特別の加配をして下さい。
2. 盲学校生徒の重複化、重度化に対応するPT・OT・ST・看護師等の配置・派遣や巡回指導体制等を図って下さい。
3. 教員の専門性の確保・資質の向上については、他障害の特別支援学校の資格保有者率並みに引き上げるよう、年次計画等をたて特別の手立てを取って推進してください。
4. 学校教育にかかる各種学習に必要な機器（拡大鏡・パーキンス等）は無償にしてください。また、機器の利用・補助開始年齢を小学生にも引き下げてください。
5. 盲学校高等部の弱視生徒のための拡大教科書は、必要とする全教科について配備してください。なお、生徒の視力に合わせて配備してください。（一般的に、22ポイント。必要な場合は26P等）一般高等学校での、拡大教科書・点字教科書・検定教科書のついては価格差が莫大であり、負担が重すぎます。権利条約・基本法に照らして価格差負担を無くしてください。

全国視覚障害児(者)親の会
会 長 諏訪 勝三

- 1、 親の高齢化が進み、親亡き後の子どもの行く末の問題を心配する声が近年益々増えている。親は入所施設があって、そこで社会的に支援をして欲しいと願っている。(終の住処としての入所施設)
- 2、 視覚障害者の同行援護の条件については、「障害者権利条約」に謳われているように、障害に基づく必要な支援であり、通勤・通学・帰省なども含めて必要な時間の支援を受けられるように改善してください。
- 3、 自立支援法の3年後の見直し法が成立したが、閣議決定に従い、「骨格提言」でまとめられた内容と違憲訴訟団との「合意文章」に沿って、基本法や権利条約・基本合意書に添った支援を取り入れてください。
- 4、 介助や援護などの利用に当たっては、利用者本人が希望する時間・場所・支援員等を最大限尊重して選べるように改善してください。普通の人と同じように、本人の意思を尊重して選べるようにしてください。
- 5、 視覚障害者に対応した、キャリアアップのための専門学校等が少数しかありません。各都道府県に一定数の設置をしてください。又、既存の専門学校には、視覚障害者に対応する、教員・教育資材等を整えるための資金を補助するなど、きめ細かな支援をしてください。
- 6、 事業所運営が厳しい状況を改善し、職員の定着を図るためにも、事業者運営報酬と利用者個別給付報酬に分け、前者は原則月払とし、後者は原則非払いに改善してください。また、基本報酬だけで安定経営可能な報酬にしてください。(一般労働者の平均賃金に比し9万円の差を、年度計画により数年で改善する)
- 7、 グループホーム運営に係る報酬単価の引き上げをしてください。併せて、生活保護同様に家賃補助を制度化してください